

# 「妙円寺詣り」魅力アップ・効果拡大事業 観光物産PR展業務委託仕様書

## 1 業務委託名

「妙円寺詣り」魅力アップ・効果拡大事業観光物産PR展業務委託

## 2 業務目的

「妙円寺詣り」の出発地（鹿児島市）において、より多くの方々に妙円寺詣りや鹿児島市、日置市、いちき串木野市、三島村、十島村（以下、「鹿児島地域」という。）の祭り、観光、特産物等の魅力を広く発信・PRする「観光物産PR展」（以下、「フェア」という。）を開催する。

## 3 履行期限

令和6年11月22日（金）

## 4 契約金額の上限額

5,760,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

## 5 業務委託内容

フェアの企画立案から、実施運営、報告書作成までを行うこと。

### (1) 日時

令和6年10月19日（土）～20日（日）の2日間

※ 時間帯は協議の上、決定すること。

※ 会場設置：18日（金）21：00～（予定）、撤去作業：20日（日）フェア終了後

### (2) 会場

AMU広場（鹿児島市中央町1-1）

### (3) 事業内容

ア フェアの企画、運営

委託者、関係団体等との連絡調整を図り、フェアの企画、運営を行うこと。

また、フェアの開催にあたっては、以下(ア)～(キ)の内容を盛り込むこと。

#### (ア) 観光PRブースの設置

・ 妙円寺詣りのPR、鹿児島地域の祭り、伝統行事等の紹介

・ 鹿児島地域振興局（以下「局」という。）で制作したゲームアプリ（「うたた往時のなつかしや」（以下、「ゲームアプリうたなつ」という。））のPR

※ 局作成の等身大キャラクターパネルを設置すること。

・ 局が実施する体験型マイクロツーリズム「スタンプラリープレゼントキャンペーン」のPR

<観光PRブース例>

鹿児島市	おはら祭り，曾我どんの傘焼き，おぎおんさあ，鹿児島マラソン
日置市	妙円寺詣り，美山クラフトウィーク（窯元祭り），VRチャンバラ，甲冑試着体験
いちき串木野市	市来の七夕踊，串木野さのさ祭り
三島村	硫黄島八朔太鼓踊り
十島村	悪石島ボゼ祭り
局	「ゲームアプリうたなつ」 体験型マイクロツーリズム「スタンプラリー&プレゼントキャンペーン」

(イ) 特産品等の販売・体験ブースの設置

鹿児島地域の各市村が推薦する特産品，農林水産物等のPR・販売を行うこと。  
また，試飲・試食ができるようにすること。

農林水産物等のPRについては，委託者が調整した関係団体と連携し，体験ブースを設けること。

※ 鹿児島地域の各市村との連絡・調整は，委託者が行う。

※ (ア)及び(イ)の設置にあたっては，観光PRブース，特産品等の販売・体験ブースのバランスに配慮すること。

(ウ) 飲食物販売ブースの設置

鹿児島地域のカフェ及びレストランの出店や，鹿児島地域の特産品を使用したフェア限定のコラボメニューの販売を行うこと。

(エ) 県立農業大学校ブース（予定）

県立農業大学校の農産物を販売するブースを設置すること。

※ 当該ブースにおける関係団体との連絡調整は委託者で行う。

(オ) PR動画の上映

鹿児島地域及び「ゲームアプリうたなつ」のPR動画を会場で上映すること。

また，動画の上映にあたっては，委託者が所有するデジタルサイネージを使用すること。

(カ) 休憩スペースの設置

来場者が，会場内で販売されている商品の飲食等ができるように，休憩スペースを設置すること。

(キ) 司会者の選定

フェアを盛り上げるために，司会者を選定の上配置し，鹿児島地域の魅力をより効果的に引き出せるような工夫をすること。

イ 会場の設営及び撤去

(ア) フェアに必要な資機材の設営及び搬送については，会場管理者と調整の上行うこと。また，会場の撤去作業は，フェア終了後速やかに行うこと。

(イ) 委託者が所持しているデジタルサイネージ及び等身大キャラクターパネル等の必要資材の運搬については，受託者が業務委託料の中から負担すること。

#### ウ 広報チラシの作成・配布

フェアの広報チラシを9月中旬までに作成すること。チラシ等広報媒体の配布（関係機関への発送等）については受託者が行き、より多くの県民に知ってもらえるように広報すること。

なお、チラシに使用する写真・イラスト等については、受託者が収集し、著作権等に係るトラブルがないように調整すること。

#### エ メディア媒体等を活用した広報宣伝活動

フェアの集客促進を図るために、各種メディア及びインフルエンサー等を活用して効果的な広報活動を実施すること。また、各参加店舗及び団体のホームページやSNS等でも、フェアについて情報発信してもらおうよう、積極的に連携を図ること。

さらに、広報のために特設サイト等の専用ホームページを開設する場合は、ドメインの管理について、以下の(ア)～(エ)に留意すること。

- (ア) ホームページを開設する場合は、公開1カ月前までに、委託者に協議すること。  
また、使用するドメインについては、公的機関しか利用できないドメイン「lg.jp」や本県サブドメイン「pref.kagoshima.jp」を原則として利用すること。
- (イ) 当該ホームページに閉鎖時期や閉鎖後のドメイン（旧ドメイン）の運用について掲載するなど、利用者に事前に周知を行うこと。
- (ウ) 旧ドメイン運用停止後、第三者に不正に取得されないよう旧ドメインを一定期間（1年以上）保持すること。
- (エ) (ウ)の間、旧ドメインへアクセスがあった際に後継となるサイト（後継するサイトがない場合は終了を告知したページや本県トップページ等）へ転送を行うなど、旧ドメインが検索サイトの上位に表示される機会をできるだけなくすこと。

#### オ 売上金の精算

出店者の物販等に係る売上金の一部を販売手数料として取りまとめ、会場管理者へ支払う業務を行うこと。なお、以下の(ア)及び(イ)に留意すること。

- (ア) 県立農業大学校ブース（5-(3)-ア-(エ)）の売上金に係る販売手数料は、受託者が負担すること。
- (イ) 日置市がVRチャンバラ、甲冑体験等を出展する場合は、来場者が無料で楽しめるよう、各ブースの売上げ代金及び販売手数料を受託者が負担すること。

#### カ 行政機関等への各種届出及び保険等の加入

- (ア) 本事業の実施に当たり、必要な届出を行うこと。
- (イ) イベント保険に加入すること。

#### キ 出店者等向けの説明会について

受託者は、委託者と協力して、実施計画に定めた観光物産PR展に参加する出店者等向けの説明会を8月中に開催すること。

#### (4) 報告事項

受託者は以下のとおり報告を行うとともに、委託者とのきめ細かな連絡調整を図ること。

##### ア 進捗状況の報告

受託者は、フェア当日までの準備期間において、2週間に1回程度、定期的実施計画に定めた業務の進捗状況等を報告すること。

## イ 報告書の作成

受託者は、業務が完了したときは速やかに実施状況（来場者数、売上額、会場の様子が分かる写真等）をまとめた報告書を作成の上、1部提出すること。また、提出した報告書に誤り又は訂正事項があった場合は、業務完了後であっても委託者と協議の上、受託者の負担において速やかに訂正し、委託者へ再提出すること。

## 6 著作権等

- (1) 本件業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 成果物に含まれる第三者の著作権その他の権利についての交渉・処理については、受託者が処理を行うこととし、その経費は委託料に含まれるものとする。
- (3) 受託者が本業務委託により制作した成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む）は委託者に帰属すること。
- (4) 受託者は、委託者及び委託者から譲渡又は利用許諾を受けた第三者に対して、著作権人格権を一切行使しないこと。
- (5) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定すること。

## 7 業務遂行に関する留意事項

### (1) 実施計画書の作成

委託者は、契約後速やかにフェア開催に係る工程案、実施体制、会場図面、当日のスケジュール、広報計画等を記載した実施計画書を委託者へ提出し、了承を得なければならないこと。また、提出後に変更が生じた場合は、速やかに変更内容を委託者に届けること。

### (2) 業務担当者の選定

業務の遂行にあたっては、業務に精通した経験者を総括的責任者に定め、また、適切かつ十分な人材を配置すること。

### (3) 経費の負担

消耗品など業務遂行に必要となる経費は、特段の定めがある場合を除き、受託者において負担すること。

### (4) 成果物の帰属

本委託契約で得られた成果に係る一切の権利は、委託者に帰属すること。

### (5) 委託者と受託者の関係

受託者は、業務の遂行にあたって随時経過報告を委託者へ行い、委託者と綿密な連携を図り、その指示に従うこと。

### (6) 再委託の禁止

委託業務の全部又は大部分を一括して他に委託しないこと。ただし、委託者と協議の上、業務の一部の再委託は認めるが、適切な業務推進がなされるよう随時管理を行うこと。

### (7) 業務の遂行に際し、この仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議し決定すること。

### (8) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用、第三

者への開示，漏えいについて管理者の注意をもってその情報を管理することとし，契約終了後も同様とすること。

## 8 追加提案

- (1) 本仕様書に定めのない内容であっても，本事業での目的達成に資すると判断できる追加提案があれば，積極的に提案すること。
- (2) 追加提案の効果等を踏まえ，企画の内容を変更して実施する場合については，委託者と協議の上，実施すること。ただし，その際は原則，委託費の範囲内で業務を遂行すること。

## 9 その他

本仕様書に定めのない事項又は内容の変更が生じた場合は，委託者と受託者間で相互に協議を行うこと。